

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区浜松町一丁目 10 番 14 号
(名 称) トレーダーズホールディングス株式会社
(法人番号 5010401039284)

上記被審人に対する平成30年度(判)第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億3170万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成31年3月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年1月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区浜松町一丁目10番14号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社である。

被審人は、関連会社の完全子会社化に伴い生じたのれんの減損損失の計上を行わなかったほか、当該連結子会社の再生可能エネルギー事業において、売上及び棚卸資産の過大計上を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成29年6月27日	第18期(平成28年4月1日~平成29年3月31日)に係る有価証券報告書	平成28年4月1日~平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲1,496百万円であるところを▲1,433百万円と記載	・売上の過大計上
2	平成29年8月10日	第19期第1四半期(平成29年4月1日~平成29年6月30日)に係る四半期報告書	平成29年4月1日~平成29年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が318百万円であるところを2,029百万円と記載	・のれんの減損損失の不計上
			平成29年4月1日~平成29年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲2,662百万円であるところを▲1,014百万円と記載	・棚卸資産の過大計上

3	平成 29 年 11 月 14 日	第 19 期第 2 四半 期（平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲ 7 百万円であ るところを 1,679 百万円と 記載	・のれんの減損 損失の不計上 ・棚卸資産の過 大計上
			平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲3,067 百万円であると ころを▲1,443 百万円と記載	
4	平成 30 年 2 月 14 日	第 19 期第 3 四半 期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲533 百万円で あるところを 1,129 百万円と 記載	・のれんの減損 損失の不計上 ・棚卸資産の過 大計上
			平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲3,591 百万円であると ころを▲1,990 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(2) また、被審人は、平成 29 年 12 月 25 日、上記(1)の表に掲げる重要な事項につき虚偽の記載がある第 18 期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書及び第 19 期第 2 四半期（平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券の募集）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成 30 年 1 月 10 日、17,300 個の新株予約権証券を 2,660,013,400 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

2 法令の適用

上記1の(1)の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

上記1の(2)に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の(1)の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第18期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（804,304円）

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第19期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）第1四半期（平成29年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第19期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年7月1日から同年9月

30日まで)に係る四半期報告書(以下「第19期第2四半期報告書」という。)及び同事業年度第3四半期(平成29年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第19期第3四半期報告書」という。)について、これら四半期報告書ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第19期第1四半期報告書	789,290円
第19期第2四半期報告書	1,022,137円
第19期第3四半期報告書	838,856円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第19期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第19期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第19期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第19期第1四半期報告書、第19期第2四半期報告書及び第19期第3四半期報告書が、いずれも第19期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第19期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第19期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第19期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

となる。

上記1の(2)に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成29年12月25日提出の有価証券届出書(新株予約権証券の募集)に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価

額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む）
2,660,013,400 円の 100 分の 4.5 に相当する額（119,700,603 円）
に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、
119,700,000 円
となる。